

東大阪市住宅・建築物耐震改修促進計画（平成28年度改定案）の概要

計画の目的

○市域における住宅・建築物の耐震化に関する施策を計画的に展開することにより、地震時の建物の倒壊等によって発生する人的被害及び経済被害を軽減するとともに、早期の復旧・復興に寄与するための計画として策定するもの。

改定の背景

○大阪府では、耐震化を促進するための基本方針として、「大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プラン」を策定し、平成28年1月には「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」として改定された。
○東大阪市においても、平成19年度の策定、平成26年度に見直しを行った「東大阪市住宅・建築物耐震改修促進計画」について、今後の取り組み指針となる「東大阪市住宅・建築物耐震改修促進計画」として改定する。

耐震化の現状

■住宅

現在(平成27年度)

総数: 222,900 戸

○耐震性を満たす 183,200 戸 (82%)
○耐震性が不十分 39,700 戸 (18%)

木造戸建住宅 80,800 戸

○耐震性を満たす 56,700 戸 (70%)
○耐震性が不十分 24,100 戸 (30%)

共同住宅等 142,100 戸

○耐震性を満たす 126,500 戸 (89%)
○耐震性が不十分 15,600 戸 (11%)

■多数の者が利用する建築物等(法第14条)

現在(平成27年度)

総数: 約 4,590 棟

○耐震性を満たすと推計される 約 4,100 棟 (89%)
○耐震性が不十分と推計される 約 490 棟 (11%)

■防災関連施設

現在(平成27年度)

総数: 229 棟

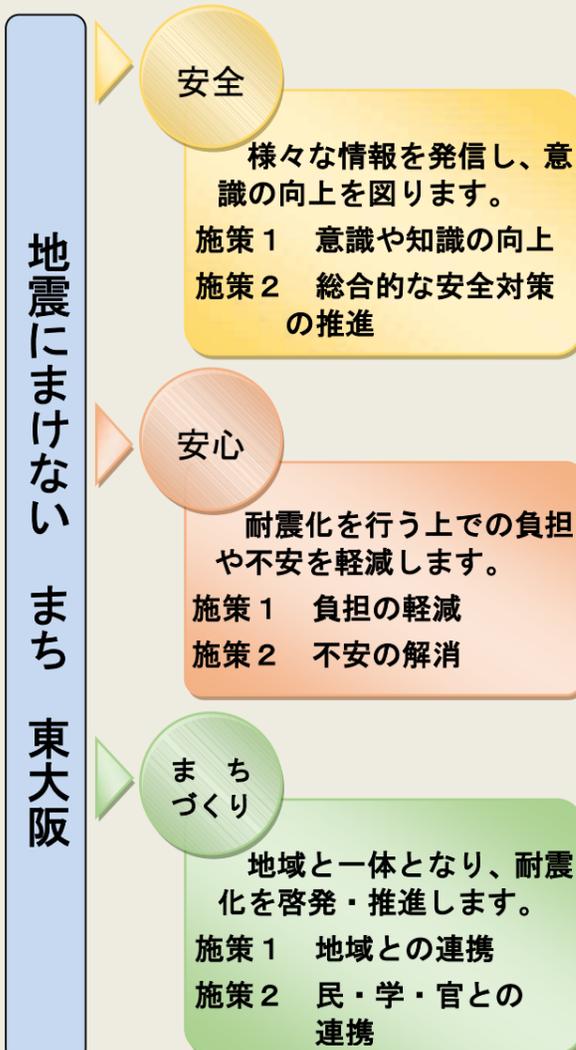
耐震性を満たす建築物: 213 棟 (93%)
耐震化が必要な建築物: 16 棟 (7%)

計画の期間

○平成29年度から平成37年度までの9年間とする。
○なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化、関連する計画との整合性などから、概ね5年を基本として計画の見直しを検討する。

耐震化の促進に関する基本目標等

○市内に存在する住宅・建築物等の耐震化を進めるためには、行政の取り組みだけでなく、住宅・建築物の所有者を含む市民が一丸となって取り組むことが必要です。
○このため、耐震化の促進に関する基本目標と基本方針を次のように定め、その実現と地域の課題の改善に向けて具体的な施策を着実に積み重ねて行くこととする。



目標とする耐震化率

○市民の安全・安心な生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化を市民・事業者・行政が一丸となって進めていくため、新築や建替え、耐震改修、除却など、さまざまな手法により、市民みんながめざすべき耐震化率の目標を次のように設定する。

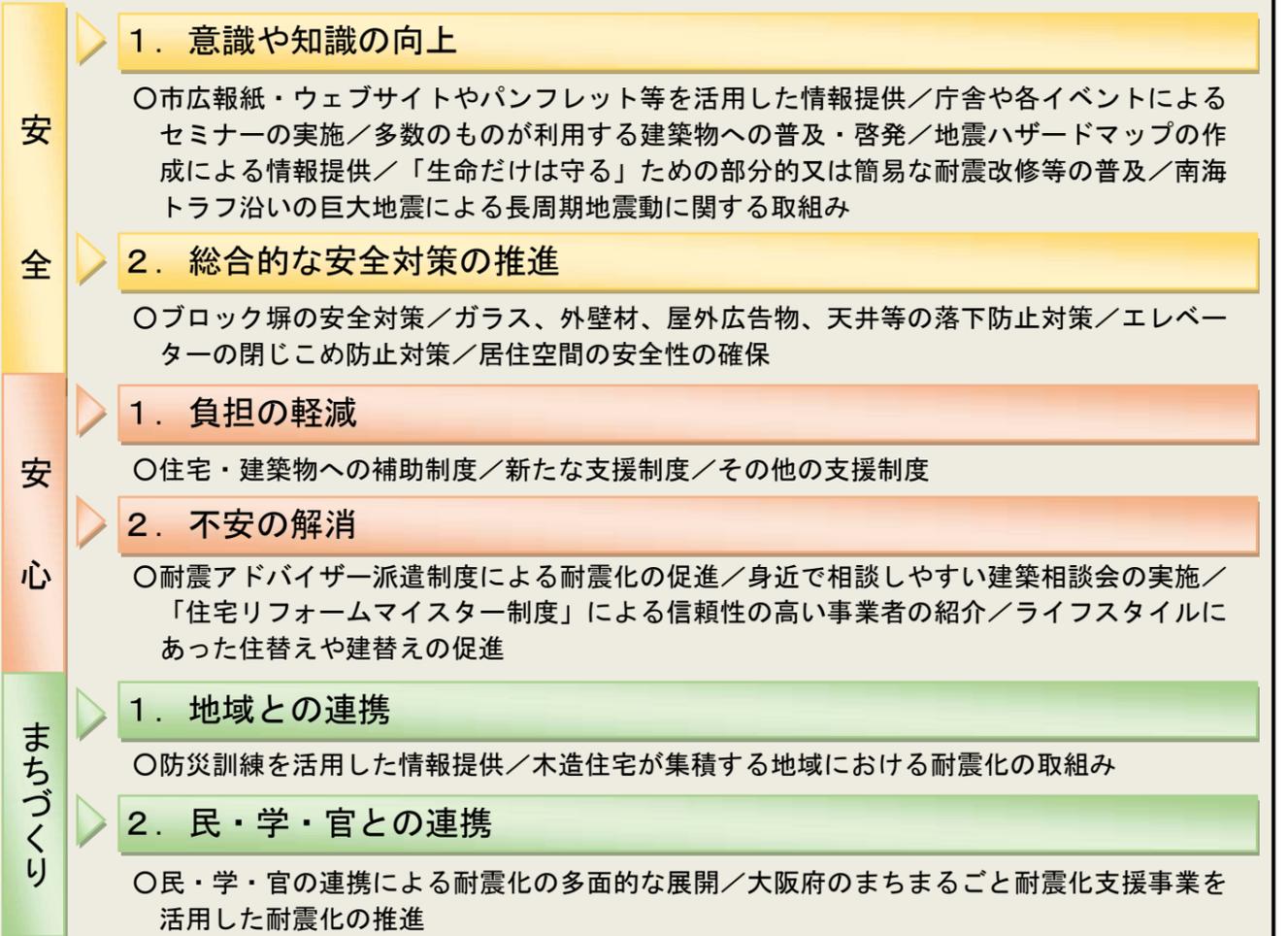
① 住宅の耐震化率: 平成37年度までに 95%

② 多数の者が利用する建築物の耐震化率: 平成32年度までに 95%

③ 耐震診断義務化路線沿道建築物及び防災関連施設の耐震化率: 平成32年度までに 100%

耐震化の促進に関する具体的な施策

○「安全」、「安心」、「まちづくり」への支援を耐震化促進の取り組みの柱とし、施策を展開する。



耐震化の促進に関する指導、勧告、その他の取り組み

○改正耐震改修促進法による指導等の実施
○建築基準法による勧告又は命令等の実施
○「大阪建築物震災対策推進協議会」による取り組みの推進/関係団体との連携/自主防災組織、自治会等との連携

耐震化の促進は、命や財産を守るとともに減災効果も発揮され、暮らしや各種事業活動のいち早い復旧・復興に大きく寄与します。

